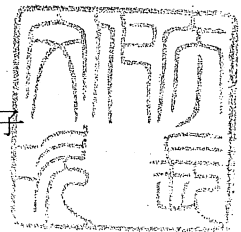


24 庁財第65号
平成24年4月13日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各国公立大学長
各国公立短期大学長
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長
独立行政法人国立科学博物館長
独立行政法人国立美術館理事長
独立行政法人国立文化財機構理事長
国立歴史民俗博物館長
国立民族学博物館長
財団法人日本博物館協会会長
全国美術館会議会長
各文部科学大臣所轄宗教法人

殿

文化庁次長
河村 潤



(印影印刷)

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第3条第2項に
規定する特定外国文化財を指定する省令の一部を改正する省令
について（通知）

このたび、別添のとおり、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第3条第2項に規定する特定外国文化財を指定する省令の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第20号）」（以下「改正省令」という。）が、平成24年4月13日に公布され、同日施行されました。

本改正は、マダガスカル共和国から我が国に対し同国内の施設から文化財が盗取されたとの通報があった旨の、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成14年法律第81号）」第3条第1項に基づく外務大臣からの通知を受けたことを踏まえ、同法第3条第2項に規定する特定外国文化財を指定するものです。この特定外国文化財については、同法第4条の規定により、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）」に基づく輸入規制の対象となります。

改正省令の概要は、下記のとおりですので、今般の改正の趣旨を踏まえ、

博物館・美術館等が収蔵品の取得を検討する際には、当該収蔵品に係る発見、製作等を含む履歴を確実に検証し、盗取された文化財を不法に取得することにならないようお願いします。併せて、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市（区）町村長、市（区）町村教育委員会、所管の博物館・美術館、所轄宗教法人に対して、財団法人日本博物館協会会長及び全国美術館会議会長におかれては、加盟の博物館・美術館に対し、改正省令の趣旨及び内容について御周知願います。

また、今後の文化財の不法な輸出入等の防止の徹底に向けて、国民一人一人が、その必要性について理解を深めることが重要であることから、文化庁においては、このたび、「世界の文化財を守る仕組み（リーフレット）」（別添）を作成しました。都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、都道府県のパスポート申請窓口や博物館・美術館等で配布するなど、本リーフレットも御活用いただき、文化財の不法な輸出入等の防止に向けた関係各位の一層の取組をお願い申し上げます。

なお、本リーフレットについては、後日都道府県知事及び都道府県教育委員会に送付することとしております。また、文化庁のホームページ（<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/yushutsu/index.html>）において、これまでのパンフレットとともに、本リーフレットもダウンロードが可能となるよう掲載しております。

記

1. 特定外国文化財の指定

外務大臣からの通知に係るマダガスカル国内の施設から盗取された「女王ラナヴァルナー世の王冠」を特定外国文化財として指定する。

当該特定外国文化財については、輸入規制がかかるとともに、盗難の被害者について、代価弁償を条件に善意取得者に対する回復請求期間を2年間から10年間に延長することになる（文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第4条及び第6条関係）。

2. 施行日

この省令は、公布の日から施行する。

担当 文化庁文化財部伝統文化課文化財国際協力室
電話 03-5253-4111（内線2870）
文化庁HP <http://www.bunka.go.jp>

[illegible]

